

◆免税事業者向けの「特別料金」

#年商 1 千万円以下の消費税免税事業者の事業締出しを防ぐ赤ひげ君の税理士が令和 5 年 10 月開始のインボイス制度の現場対応について特別料金と特別な公租公課の最適化による事業資金の確保を支援します。

◆通常の報酬規程

🔍 決算申告 .jp/ ▶ <http://決算申告.jp/>

契約は明朗会計▷「契約ひな型」を使う

※必要なら修正可能で、前金・返金保証・継続契約

1. 法人税決算申告（記帳代行の委託は別途課金）
年間 6 万円×▲70%（早割・前払・自振手続き）＝年間 42,000 円（税込み）
2. 個人事業の確定申告（所得種類別合計で課金）
年間 4 万円×▲70%（早割・前払・自振手続き）＝年間 12,000 円（税込み）
3. 消費税の申告料
年間 2.5 万円×▲60%（早割・前払・自振手続き）≒年間 9,800 円（税込み）

◆免税事業者向け「特別報酬」

4. 法人税決算申告（記帳代行の委託は別途課金）
年間 4.2 万円×▲30%（早割・前払・自振手続き）＝年間 29,800 円（税込み）
5. 個人事業の確定申告（所得種類別合計で課金）
年間 1.2 万円×▲30%（早割・前払・値引）＝年間 8,400 円（税込み）
6. 消費税の申告料
年間 9.8 千円（値引きなし）・・・年間 9,800 円（税込み）
7. 年商 1 千万円までの免税事業者向けの報酬合計
 - ①法人の場合（記帳代行の委託は別途課金） (4)+(6)=39,600 円（税込み）
 - ②個人事業の場合（所得種類別合計で課金） (5)+(6)=18,200 円（税込み）

◆こみ込みサービス

- ・経理検査こみ込み（前年・業界比較で「異常値」監査（一部税務署と同様の手法）

① インボイス制度対応

来年10月1日施行で「消費税インボイス方式」が義務付け（その指導をします）

② 電子帳簿体制支援

本年4月から「電子帳簿保存」が義務づけ（その指導をします）

③ 消費税法の「帳簿書類」対応

もともと前期今期来期共に「消費税法に対応して要件を満たす『帳簿』記載と『領収書』保存が必要です。

① 消費税法30条7項（8～9項）

下記イ）及びロ）の保存がないと、消費税の課税仕入控除が税法上で不可となるため、実務上は税務調査でその不正が発覚し、通常は多額の追徴となる。

イ）帳簿（総勘定元帳または仕入帳・経費帳を帳簿という）

取引先名、および、商品名（役務名）が必須（法人税法の元帳では不要）

ロ）受領した領収書（「請求書等」が正式名）

自社名・取引先名・商品名（役務名）・元帳附番（照合のため）を記載したファイル（書類綴り）を作成し、決算後5年保存。

② 消費税法58条（消費税施行令71条同施行規則24条参照）

売上記録がないと、年間500万円の売上記録脱漏で自動的に、青色申告取消となり、同時に、消費税の推計課税が行われ、多額の消費税および法人税（または所得税）の追徴となる。

国税庁コード（指令）がある。

◆ 節税等メリット（提案）


【節税.top】

・ 中企庁認定支援機関（公租公課の最適化支援）

※ 税の節税と社保の節減対策で、長期貯蓄必達の効果があります。

アアクス堂上税理士事務所 | HP▶ [税理士.top/](http://www.aakusu.com)

代表税理士堂上孝生 とうがみたかお（窓口担当山本努）

 080-3206-0158（窓口山本努）